

# 香川支部に関する資料

## 令和4年度の都道府県支部ごとの収支

(百万円)

	収入					支出													収支差							
	保険料収入		その他収入			医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)					現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)	一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	令和2年度の 収支差の精算	令和2年度のインセンティブ		全国平均	地域差分						
	一般分	債権回収 以外	債権回収	(A)-(B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)		年齢調整額	所得調整額	加算額							減算額									
						令和2年度の 協会手当 (B1)	波及増分 (B2)																			
全国計	10,042,109	10,040,733	17,876	5,707	12,168	10,059,985	5,464,385	5,464,385	5,466,858	558	※ 1,915	-	-	520,795	3,379,490	148,051	77,123	38,198	-	-	6,794	▲6,794	9,628,043	431,942	431,942	-
37 香川	89,992	89,980	174	49	124	90,166	50,327	54,046	54,046			▲504	▲3,215	4,513	29,283	1,283	668	331	▲178	62	62	0	86,290	3,876	3,743	133

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。  
 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。  
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。  
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和2年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。  
 また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費(国庫補助を除く)の波及増分を表す。  
 5. 「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。  
 6. 「インセンティブ」は、令和2年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。  
 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わります。

### 令和4年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算

(※ 保険料率換算は、令和4年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。)

	支部別収支差 (地域差分)	総報酬額(4年度実績)	保険料率換算	(順位)
	(a)	(b)	(a)/(b)*100	
	(百万円)	(百万円)	(%)	
37 香川	133	870,215	0.02	(27)

- 令和6年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和6年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和4年度の支部の収支差(地域差分)を令和6年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和4年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。